

広陵町告示第 13 号

広陵西小学校増築等工事に伴う工事請負契約について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告します。

令和2年5月20日

広陵町長 山村 吉由

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 番 号 第 6 号
- (2) 工 事 名 広陵西小学校増築等工事
- (3) 工 事 場 所 広陵町大字平尾地内
- (4) 予 定 価 格（ 税 抜 ） 3 9 3 ， 9 8 0 ， 0 0 0 円
- (5) 最 低 制 限 価 格（ 税 抜 ） 3 5 4 ， 5 8 2 ， 0 0 0 円
- (6) 工 事 概 要 建築工事 一式
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式
- (7) 工 期 広陵町議会の議決の日から
令和3年8月24日まで
- (8) 入 札 方 法
 - ア 郵便による入札
 - イ 価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による入札

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

広陵町建設工事等競争入札参加資格を有する建設業者であって、次に掲げ

る条件を全て満たしている者のみが、この工事の競争入札に参加できます。

- (1) 令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 競争入札参加資格確認時点及びそれ以後入札執行日までの間において、広陵町の請負契約に係る入札参加停止措置要領（以下「要領」という。）による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第15条の規定による建設工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 奈良県内に法第3条第1項に規定する本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 法に規定する経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における建築一式工事についての総合評定値（P）が900点以上の者であること。ただし、経営事項審査の審査基準日が3の（2）における競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の受付日前の直近のものに限る。
- (6) 過去15年以内（平成17年4月1日から令和2年3月31日まで）に国、特殊法人等、公共法人又は地方公共団体が発注した建築物の新築、増築又は改築工事（当該建築工事に係る延べ面積が500平方メートル以上で、構造がS造、RC造又はSRC造のものに限る。）の実績があること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

※ 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条及び同施行令（平成13年政令第34号）第1条に定める法人又は前身の組織及び団体（当該事実が広陵町で確認できるものに限る。）をいい、公共法人とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号（別表第1）に定める法人をいう。以下同じ。

- (7) 次の基準を満たす主任（監理）技術者を、この工事を行う期間中専任で1人配置できる業者であること。

ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者

イ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者

ウ 過去15年以内（平成17年4月1日から令和2年3月31日まで）に

国、特殊法人等、公共法人又は地方公共団体が発注した建築物の新築、増築又は改築工事（当該建築工事に係る延べ面積が500平方メートル以上で、構造がS造、RC造又はSRC造のものに限る。）の実績があること。

ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

エ 入札の申込みのあった日以前に3月以上の雇用関係に有る者

(8) この入札に係る次の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

○ 社名 : (株)岩崎建築設計事務所

○ 所在地 : 奈良市大森町57番3

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなす。

(10) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(11) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなす。

(12) 広陵町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成24年3月広陵町告示第66号）別表に掲げる措置要件の1から6までのいずれかに該当する者でないこと。

(13) その他、入札説明書に記載している要件を満たしていること。

3 一般競争入札参加申込書及び競争入札参加資格確認申請書の受付

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出及び競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出が必要です。

(1) 申込書及び申請書の様式の配布

申込書及び申請書の提出は、別に定める様式によるものとし、その様式を次のように配布します。

ア 配布日

令和2年5月20日（水）から6月1日（月）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

イ 配布時間

午前9時から午後4時まで

ウ 配布場所

広陵町大字南郷583番地1

広陵町総務部 総務課 入札係（広陵町役場2階）

エ その他

広陵町ホームページからもダウンロード可能

(2) 申込書及び申請書の受付

ア 受付日

令和2年5月21日（木）から6月3日（水）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

イ 受付時間

午前9時から午後4時まで

ウ 受付場所

広陵町大字南郷583番地1

広陵町総務部 総務課 入札係（広陵町役場2階）

エ 申込書及び申請書の提出は、郵送又は持参した場合に限り受付します。
提出部数は、各 1 部とします。

※郵送（「一般書留郵便」に限ります。）又は持参

(3) 申請書は、別記様式 1 により作成してください。

(4) 競争入札参加資格確認資料は、次に従い作成してください。

ア 経営事項審査結果及び設計業務受託者との関係を示す書面

第 2 項第 5 号の総合評定値に係る経営事項審査結果の審査基準日及び同項第 8 号の設計業務等受託者との関連を別記様式 2 に記載してください。
なお、総合評定値通知書及び法人の履歴事項全部証明書の写しを添付してください。

イ 工事の施工実績届

第 2 項第 6 号に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式 3 に記載してください。記載する同種工事の件数は 1 件とし、その他様式 3 に指定する必要な書類を添付してください。

ウ 配置予定技術者届

第 2 項第 7 号に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び工事経歴を別記様式 4 に記載してください。なお、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を証する書面、監理技術者資格者証（裏面の写しも必要です。）及び監理技術者講習修了証の写し、申請時における 3 箇月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。申請時に配置予定技術者が特定できない場合は複数の候補技術者を提出することができますが、その場合、配置予定技術者の資格の要件を満たすとともに、「配置予定技術者の実績」については、複数の候補技術者のうち最も低い技術者の評価点をもって評価します。その他様式 4 に指定する必要な書類を添付してください。

(5) 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

競争入札参加資格の確認の結果については、令和 2 年 6 月 12 日（金）に通知します。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができます。この場合には、6 月 16 日（火）午前 10 時から正午までに、その旨を記載した書面を広陵町役場総務

課まで郵送又は持参してください。その回答は、6月19日（金）午前10時から広陵町役場総務課で行います。

(6) その他

ア 申請書及び申請書作成に要する経費は、提出者の負担とします。

イ 提出された資料は、返却しません。

4 設計図書等の貸与

(1) 3(2)の申請書及び資料の受付時、「入札者説明書、図面、仕様書、その他関係書類」（以下「設計図書等」という。）を貸与します。

(2) 設計図書等に関する質疑（質疑がない場合は、その旨を記載した書面）については、電子メール（FAX不可）にて、次のとおり送信してください。

ア 送信日時

令和2年6月3日（水）午前9時から正午まで

イ 質疑書の送信先

広陵町教育委員会 教育総務課

E-mail kyouikusoumuka@town.nara-koryo.lg.jp

ウ 質疑書は任意様式としますが、宛先を「広陵町長 山村吉由」とし、「広陵西小学校増築等工事に関する質疑」と明記してください。

エ 電子メール送信後、確認の電話を教育委員会教育総務課へお願いします。

電話0745-55-1001 内線（1297）

(3) 前号の質疑に対しては、全ての入札参加者に対し、令和2年6月9日（火）午後5時までに電子メールにて回答します。

5 総合評価に関する事項

(1) 施工計画等の技術提案に関する事項を評価項目とし、具体的には以下の配点を行います。

ア 施工計画

(ア) 品質管理 (4点)

(評価内容)

本工事で施工する校舎の壁は階高が高いことから、耐震壁の品質を確保するため、型枠設置時からコンクリート打設完了まで(養生期間を除く。)に実施する対策について具体的な工夫(全ての耐震壁に共通して実施する対策とする。)を提案・実施すること。ただし、コンクリート配合、施工時期及び鉄筋その他補強材に関する提案を除く。

(イ) 施工管理 (4点)

(評価内容)

本工事は、学校を使用しながらの改修工事であることから、特に隣接する校舎への騒音が学校環境に及ぼす影響が大きいことから、学校関係者に対する環境負荷(騒音)を軽減するための具体的な工夫を提案・実施すること。

(ウ) 安全管理 (4点)

(評価内容)

本工事は、学校を使用しながらの改修工事であることから、学校関係者(歩行者を含む。)に対する安全対策について具体的な工夫(別紙「提案箇所図」に記載する提案箇所に関して実施する対策に限るものとし、交通誘導員に関する提案を除く。)を提案・実施すること。

イ 企業の施工実績等

(ア) 企業の施工実績(表彰)(1点)

(イ) ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(1点)

(ウ) 配置予定技術者の能力(2点)

同種工事の施工経験

同種工事：建築物の構造が新築、増築又は改築工事(当該建築工事に係る延べ面積が500平方メートル以上で構造がS造、RC造又はSRC造のものに限る。)

(エ) 地域精通度(2点)

本店の所在地

地域内工事の実績

(オ) 社会貢献・地域貢献（1点）

(2) 評価の基準

評価基準及び配点は、別紙－1「広陵西小学校増築等工事落札者決定基準」のとおり。

(3) 総合評価の方法

ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を19点として評価するものとします。

イ 「加算点」は、下記(ア)及び(イ)の評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

(ア) 施工計画

(イ) 企業の施工実績等

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行い、10に定めるところにより落札者を決定します。

6 技術提案書の内容確認

この工事の入札に参加しようとする者は、広陵町長が定める様式により適切な施工計画を立案し、施工計画及び企業の施工能力等についての内容を示した技術提案書及び添付書類（以下「技術提案書等」という。）を町長に提出し、内容確認を受けなければなりません。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は提出書類に不足がある者は、本入札に参加することができません。

(1) 技術提案書等の提出

ア 提出期限

令和2年6月18日（木） 午後4時まで

イ 提出場所

広陵町大字南郷 5 8 3 番地 1

広陵町 教育委員会 教育総務課（広陵町役場 2 階）

ウ 提出部数

各 1 部

エ 提出方法

郵送又は持参した場合に限り受付します。

※郵送の場合は、「一般書留郵便」に限ります。

(2) 施工計画

品質管理、施工管理及び安全管理について、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られるかについての提案を、別記様式 8-2、8-3 及び別記様式 8-4 にそれぞれ記載してください。

(3) 企業の施工実績（表彰）

ア 過去 5 年間（平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限る。）に国土交通省近畿地方整備局から受けた建築工事等（土木・建築一体発注工事含む。）に対する表彰の有無並びに当該表彰を受けている場合は、表彰名、表彰者名及び表彰年月日を、別記様式 10 に記載の上、表彰状の写し又は当該機関からのそれを証明するものを添付するとともに、表彰の工事内容が的確に判断できる資料（CORINS 竣工登録工事カルテ受領書の写し等）を添付してください。

対象となる表彰は、元請（共同企業体構成員として請負った工事を含む。）として完成・引渡が完了した国土交通省近畿地方整備局所掌の工事（空港港湾関係を除く。）に係る優良工事等施工者（工事請負業者）表彰（局長又は事務所長）、優良工事等施工者（技術開発）表彰、優良工事等施工者（安全対策）表彰、優良工事等施工者（イメージアップ）表彰及びコンクリート構造物品質コンテスト（旧名称：公共構造物品質コンテスト）の表彰となります。

イ ISO 9000 及び ISO 14000 シリーズの認証取得状況を別記様式 11 に記載してください。評価の対象となるのは、本工事の公告日時点

において、本社、工場及び本町との契約先となる支店・営業所等、当該工事関係部署全てをいいます。

なお、取得している場合は、認証取得に係る登録証・付属書の写し、支店・営業所が認証対象部署であることが確認できる会社組織図等を添付してください。

(4) 配置予定技術者の実績

過去15年間（平成17年4月1日から令和2年3月31日までの間）に元の監理技術者、主任技術者又は現場代理人（現場代理人にあっては、工期の完了日から遡り、1/2以上の期間配置されており、現場代理人として配置されたときに既に同種工事の主任技術者又は監理技術者の資格を有していた者に限る。）として、完成・引渡が完了した1件の工事で建築物の新築、増築又は改築工事（当該建築工事に係る延べ面積が500平方メートル以上で、構造がS造、RC造又はSRC造のものに限る。）の同種工事についての施工経験を、別記様式12に記載してください。なお、施工経験として記載した工事に係るCORINS竣工登録工事カルテ受領書（受領書がない場合や受領書の記載内容で確認できない場合は、工事（事業）引渡書、契約書、図面、施工計画書、現場組織図の写し等（いずれの資料も変更している場合は、最終のものに限る。））の写し等必要な書類を添付してください。

この様式は、複数名分提出することができます。ただし、総合評価落札方式における落札者決定基準のうち、配置予定技術者の実績については、提出された配置予定技術者のうち、最も低い評価となる者の評価点を採用します。

(5) 地域精通度の実績

過去15年間（平成17年4月1日から令和2年3月31日までの間）に広陵町内において、広陵町、国又は奈良県発注工事で元請けとして完成・引渡が完了した工事の実績（請負代金額が2,500万円以上の工事請負を要件とする。）を別記様式13に記載してください。なお、施工実績として記載した工事に係るCORINS竣工登録工事カルテ受領書の写し等を添付してください。

(6) 地域貢献・社会貢献の実績

災害協定の締結（広陵町又は国土交通省近畿地方整備局若しくは奈良県）

の有無を別記様式14に記載してください。なお、実績がある場合は、当該実績を証明する協定書等の写しを添付してください。

7 入札の方法

- (1) 郵便による入札（一般書留郵便に限る。）とします。
- (2) 宛先は、〒635-8515 広陵町大字南郷583番地1
広陵町役場 総務課長 宛
- (3) 入札書の到着期限 令和2年7月9日（木）午後5時00分まで
- (4) 開札日時 令和2年7月10日（金）午前9時40分
- (5) 開札場所 広陵町役場 3階 第二会議室

8 最低制限価格

最低制限価格を設定します。

9 入札書及び封筒の記載方法

- (1) 入札書及び封筒は、1件の入札につき1枚とし、入札書を封筒に2枚入れた場合や封筒に記載している件名と同封の入札書に記載されている件名が異なる場合などは、無効となります。
- (2) 封筒の表面に「入札書在中」と朱書きし、工事番号、工事名、工事場所及び開札日を記載するとともに、裏面に差出人住所、商号及び代表者名を記載してください。※ 別紙の「入札書」及び「入札書在中封筒」記載例を参考にしてください。
- (3) 入札書の日付は、公告に明示されている「開札日」を記載してください。
※ 郵便局への差出日又は到着期限とは異なるため注意してください。

10 見積書(入札根拠資料)の提出

- (1) 見積書は、別紙の様式により作成し、必ず入札書と同封して提出してください

さい。

※ 提出のない場合は、無効となります。

(2) 見積書において、工種ごとの金額、直接工事費計、諸経費及び見積金額の各項の金額を記載していない場合及び計算間違いは、無効となります。

なお、工種ごとの金額、直接工事費計及び諸経費の金額については、千円未満の端数は切り捨てとし、千円未満は「000」と記載してください。

(3) 見積書の金額と入札金額とが合致していない場合は、無効となります。

1 1 無効又は失格となる入札

(1) 入札書に記名押印を欠く入札

(2) 入札金額を訂正した入札又は判読し難いと認められる入札

(3) 入札書の重要な文字の誤脱により、必要な事項を確認できない入札

(4) 同一入札者がした2以上の入札

(5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

(6) 入札に関し、談合等の不正行為をした者の入札

(7) 見積書（入札根拠資料）を提出しない者の入札

(8) 見積書における所定の項目及び金額の記載のないもの及び計算間違いの入札

(9) 入札書に記載される入札金額と見積書における見積金額（税抜）が異なっていた場合の入札

(10) 予定価格（税抜）を超える入札又は最低制限価格（税抜）未満の入札

(11) 入札到着期限を過ぎて到着した入札

(12) 封筒及び見積書に所定の事項が記載されていない入札

(13) 指定の手続き以外の郵送又は持送された入札

(14) この入札説明書に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽申請を行った者の入札及び入札者心得に違反した入札

(15) その他入札条件に違反した入札

1 2 開札の立会い

- (1) 入札参加者のうちから、立会人を選定し、開札の立会いを依頼します。
- (2) 選定された立会人以外の入札参加者が、当該開札への立会いを希望した場合には、当該入札参加者の立会いを認めるものとします。
- (3) 選定された立会人が、入札を辞退した場合は、その立会いの依頼を取り消し、次順者に立会いを依頼します。
- (4) 選定された立会人で入札者以外の方が代理人として開札に立会っていただく場合は、任意の様式にて委任状の提出が必要になりますので、代理人の場合は開札日に委任状をご持参ください。

1 3 落札者の決定方法等

- (1) 入札回数は、1回とします。
- (2) 予定価格(税抜)以下であり、かつ最低制限価格(税抜)以上の範囲で、技術提案書の内容が適正である者のうち、5の(3)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札候補者とします。

なお、落札者の決定については、令第167条の10の2第4項の規定により、学識経験者の意見聴取及び総合評価審査委員会の決議を経て、決定します。
- (3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きを行い落札候補者を決定するものとします。
- (4) 開札は、入札書を郵送してきた参加者の中から選任した立会人又はその代理人が出席して行うものとします。また、選定された立会人以外の入札参加者が、当該開札への立会いを希望した場合には、当該入札参加者の立会いを認めるものとします。ただし、入札書を郵送してきた参加者が立会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立会わせてこれを行う場合があります。

1 4 落札者を決定したときは、落札者に電話で当該入札結果を連絡します。

1 5 入札結果等の公表

入札結果については、開札日の翌日に広陵町役場 1 階の掲示板において、
掲示方式により公表します。

1 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除とします。

ただし、落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、広陵町契約規則（平成 1 6 年 1 2 月広陵町規則第 4 号。以下「規則」という。）第 1 1 条の規定に基づき、落札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を損害賠償金として徴収します。

(2) 契約保証金

納付を要します。本契約成立後直ちに、規則第 1 8 条の規定に基づき、
契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額以上の契約保証金が必要です。

(3) 支払条件

前払金及び中間前払金 あり

1 7 本契約の成立

この工事の契約については、広陵町議会の議決が必要であるため、議決を得るまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

ただし、仮契約締結の日から広陵町議会の議決を得るまでの間において、落札者が 2 の (9)、(10) 及び (11) の要件を満たさなくなった場合、要領に規定する入札参加停止措置を受けた場合、又は法第 2 8 条第 3 項若しくは第 5 項の規定に基づく営業停止の処分を受けた場合は、仮契約を解除することがあります。

1 8 配置予定技術者の確認

落札決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがあります。また、病気、死亡、退職等の特別な理由がある場合を除き、配置予定技術者の変更はできません。病気等特別な理由により配置予定技術者を変更する場合は、第4項第13号に掲げる基準を満たし、かつ、当初の技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。

1 9 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止については、国土交通省から通知されているところですが、本町においても国土交通省と同様の取扱とします。

2 0 問い合わせ先

(1) 入札手続に関する書類の問い合わせ先

広陵町総務部総務課

(Tel 0 7 4 5 - 5 5 - 1 0 0 1 内線 1 2 3 4)

(2) 総合評価に関する書類の問い合わせ先

広陵町教育委員会 教育総務課

(Tel 0 7 4 5 - 5 5 - 1 0 0 1 内線 1 2 9 7)